

日刊(日曜日、土曜日、休日休刊)



発行 東京都

目次

告示

○宅地建物取引業法第六十七条による告示……………

……………(都市整備局住宅政策推進部不動産業課)…

○建築基準法に基づく指定構造計算適合性判定機関

の変更……………(都市整備局市街地建築部建築企画課)…

○建築基準法による道路の指定の変更(五件)……………

……………(都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課)…

公告

○低NO<sub>x</sub>・低CO<sub>2</sub>小規模燃焼機器の認定……………

……………(環境局環境改善部大気保全課)…

告示

●東京都告示第千六百七十号

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)第六十七条第一項の規定により、その旨告示する。

この告示の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、宅地建物取引業法第六十七条第一項の規定により、右三十日を経過した日をもって当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成二十九年十一月八日

東京都知事 小池 百合子

一 商号 株式会社Wオーシャン

二 代表者氏名 代表取締役 平山 倫生

三 主たる事務 世田谷区瀬田一丁目四番十七号

所の所在地

四 免許証番号 東京都知事(1)第九六六八五号

五 免許年月日 平成二十六年六月六日

●東京都告示第千六百七十一号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第七十七条の三十五の八第二項の規定に基づき、国土交通大臣の指定に係る指定構造計算適合性判定機関から変更の届出があったので、同条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年十一月八日

東京都知事 小池 百合子

名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
株式会社	構造計	新宿区新宿	新宿区新宿	平成二十九年
社建築	算適合	一丁目八番	一丁目八番	十月三十日
構造セ	性判定	一号大橋御	一号大橋御	
ンター	の業務	苑駅ビル六	苑駅ビル六	
	を行う	階	階	
	の所在	宮城県仙台	宮城県仙台	
	の所在	市青葉区本	市青葉区本	
		町二丁目十	町二丁目十	
		番二十八号	番二十八号	
		カメイ仙台	カメイ仙台	
		グリーンシ	グリーンシ	
		ティ三階	ティ三階	
		福島県郡山	福島県郡山	
		市中町十一	市中町十一	
		番五号やま	番五号やま	

のいビル千	のいビル千
三号室	三号室
埼玉県さい	埼玉県さい
たま市浦和	たま市浦和
区高砂二丁	区高砂二丁
目二番三号	目二番三号
さいたま浦	さいたま浦
和ビルデイ	和ビルデイ
ング三階	ング三階
千葉県船橋	千葉県船橋
市葛飾町二	市葛飾町二
丁目四百二	丁目四百二
番地三丸庄	番地三丸庄
ビル一階	ビル一階
神奈川県横	神奈川県横
浜市西区北	浜市西区北
幸二丁目三	幸二丁目三
番十九号日	番十九号日
総第8ビル	総第8ビル
八階	八階
長野県長野	長野県長野
市南県町千	市南県町千
八十二番地	八十二番地
KOYO南	KOYO南
県町ビル五	県町ビル五
階	階
愛知県名古屋	愛知県名古屋
屋市中区栄	屋市中区栄
四丁目十四	四丁目十四
番二号久屋	番二号久屋
パークビル	パークビル
七階	七階
三重県四日	三重県四日
市市浜田町	市市浜田町
十二番十八	十二番十八
号アーク四	号アーク四
日市ビル七	日市ビル七
階	階
島根県松江	島根県松江
市中原町六	市中原町六
番地	番地

岡山県岡山 市北区内山 下一丁目三 番十九号成 広ビル二階 広島県広島 市中区八丁 堀十五番六 号広島ちゅ うぎんビル 七百四一 二号室	岡山県岡山 市北区内山 下一丁目三 番十九号成 広ビル二階 広島県広島 市中区八丁 堀十五番六 号広島ちゅ うぎんビル 七百四一 二号室	愛媛県松山 市三番町七 丁目十三番 十三号ミツ ネビルデー ング六百一 号室	愛媛県松山 市三番町七 丁目十三番 十三号ミツ ネビルデー ング六百一 号室	福岡県福岡 市博多区御 供所町一番 一号西鉄祇 園ビル三階 号室	福岡県福岡 市博多区御 供所町一番 一号西鉄祇 園ビル三階 号室	佐賀県佐賀 市駅前中央 一丁目九番 三十八号S ONIC佐 賀駅前ビル 七百四号室 長崎県長崎 市万才町三 番四号長崎 ビル八階	福岡県福岡 市博多区御 供所町一番 一号西鉄祇 園ビル三階 号室	佐賀県佐賀 市駅前中央 一丁目九番 三十八号S ONIC佐 賀駅前ビル 七百四号室 長崎県長崎 市万才町三 番四号長崎 ビル八階	宮崎県宮崎 市川原町五 番十号ミネ ックス川原 八階	宮崎県宮崎 市川原町五 番十号ミネ ックス川原 八階	鹿児島県鹿 宮崎県宮崎	宮崎県宮崎
---	---	--	--	---	---	--	---	--	--	--	----------------	-------

●東京都告示第千六百七十二号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。)第四十二条第二項の規定による道路の指定を次のとおり変更した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年十一月八日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

変更に係る道路の種類	変更年月日	変更に係る道路の位置	変更に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)
------------	-------	------------	------------------------

法第四十二条第二項の規定による道路	平成二十九年九月二十	武蔵村山市本町一丁目五十九番一、同番二、六十番五、同番十六及び	延長一七・一三
-------------------	------------	---------------------------------	---------

児島市西千石町十一番二十一号鹿児島MSビル二階B号室	市川原町五番十号ミネックス川原八階	鹿児島県鹿児島市西千石町十一番二十一号鹿児島MSビル二階B号室	市川原町五番十号ミネックス川原八階
沖縄県浦添市牧港五丁目六番八号沖縄県建設会館四階	沖縄県浦添市牧港五丁目六番八号沖縄県建設会館四階	沖縄県浦添市牧港五丁目六番八号沖縄県建設会館四階	沖縄県浦添市牧港五丁目六番八号沖縄県建設会館四階

●東京都告示第千六百七十三号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。)第四十二条第二項の規定による道路の指定を次のとおり変更した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年十一月八日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

変更に係る道路の種類	変更年月日	変更に係る道路の位置	変更に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)
------------	-------	------------	------------------------

法第四十二条第二項の規定による道路	平成二十九年九月二十	武蔵村山市本町一丁目五十九番四、同番八、五十八番三、五十九番一、同番二、七十九番一、同番五、八十一番一から同番三まで、八十一番一、同番二及び八十七番二十五の各一部並びに五十七番四地先、五十八番三地先及び五十九	延長一二九・二二
-------------------	------------	--	----------

七十九番一の各一部並びに五十九番一地先

番一地先

●東京都告示第千六百七十四号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二條第二項の規定による道路の指定を次のとおり変更した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年十一月八日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

変更に係る道路の種類  
変更年月日  
変更に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二條 平成二十九 武蔵村山市榎 延長  
第二項の規定 年九月二十 三丁目一番三 五五・一三  
による道路 八日 から同番五ま 幅員  
で、二番一、 二・七三  
同番二、三番 一及び同番二  
の各一部並び  
に一番三地先

●東京都告示第千六百七十五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二條第二項の規定による道路の指定を次のとおり変更した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年十一月八日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

変更に係る道路の種類  
変更年月日  
変更に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二條 平成二十九 武蔵村山市榎 延長  
第二項の規定 年九月二十 三丁目五十三 九六・七八  
による道路 八日 番三、五十四 幅員  
番二、同番三、 三・六四  
同番七、五十 三・九四  
五番一、同番 四、同番六、  
同番七、五十 六番三から同  
番五まで、同 番十一、五十  
七番十六、同 番十七、五十  
八番及び五十 九番一の各一  
部並びに五十 三番三地先及  
び五十四番七 地先

●東京都告示第千六百七十六号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二條第二項の規定による道路の指定を次のとおり変更した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年十一月八日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

変更に係る道路の種類  
変更年月日  
変更に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二條 平成二十九 武蔵村山市榎 延長  
第二項の規定 年九月二十 三丁目三番一 一一七・八九  
による道路 八日 から同番四ま 幅員  
で、四番一、 三・六四  
同番二、八番 三から同番六  
まで、九番一 及び同番二の  
各一部並びに 三番一地先

公 告

低NOx・低CO<sub>2</sub>小規模燃焼機器の認定について

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成十二年東京都条例第二百五号)第百二十七條第二項に規定する窒素酸化物及び二酸化炭素の排出量が少ないと認められる機器について、東京都低NOx・低CO<sub>2</sub>小規模燃焼機器認定要綱(平成元年二月十六日付六十三環大規第二百二二号)第六條第一項の規定により、次のように認定したので、同要綱第九條第一項の規定に基づき公告する。

平成二十九年十一月八日

東京都知事 小 池 百合子

一 認定した機器等

グレードA

別記のとおり

二 認定年月日

平成二十九年九月二十日

別記

グレードA

認定番号

GAX一七二〇〇一

認定機器の種類

冷温水発生機

代表型式の名称

NEG-100HNSAほか五十三型式

申請者の氏名又は名称

川重冷熱工業株式会社

発行

東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一號  
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号  
163-8001

定価

本号 三〇円  
一箇月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七號  
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001